

米国連邦地方裁判所から CAFC への控訴件数が
USPTO から派生した CAFC への控訴件数を上回る

2016年03月14日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

2013年までの過去約20年間は、米国の連邦地方裁判所における特許訴訟は、ほぼ増加の一途をたどってきました。特に、2011年～2013年における特許訴訟件数の増加は顕著です。米国における特許訴訟の件数は、2014年度以降も、基本的には増加し続けるであろうと言われていました。ところが、2014年度においては特許訴訟の件数が、2013年度と比較して劇的に減少しました(6,082件→5,012件)。2014年度は、前述の1991年度～2013年度における特許訴訟件数の傾向とは明らかに異なる傾向を示しています。

このような状況下で、2015年4月、連邦最高裁判所は、下院議会による **FRCP (Federal Rules of Civil Procedure)** に対する改正事項と、訴状のテンプレート (Form 18) に関するルール改正事項を導入しました。このルール改正により米国連邦地方裁判所にファイルされた特許訴訟が2015年11月に激増しました。

一方、これまで2000件を超える特許付与後の手続 (IPR/CBM/PGR) が請求されています。これらの付与後手続の決定に不服の場合、当事者は、CAFC へ控訴 (appeal) することになります。特許付与後の手続の制度化により、連邦地方裁判所にファイルされる訴訟件数は減少する一方、付与後手続を経て CAFC へ控訴 (appeal) される件数が増加していることが統計により明らかになりました。このことについて、統計データや連邦地方裁判所の訴訟件数の顕著な変化等との関係に言及しつつ、以下に説明します。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.